<滞留債権の処理について>

正常償還先以外の貸付先の分類

滞留先を再生支援企業か、回収処理対象企業かに分類すること

事業再生の支援

(3)

弁護士や中小企業診断士等を加えた貸付金管理審査会で、再生支援や回収処理の審査をすること

回収処理

回収処理に際し、連帯保証人の詐害行為を監視し、防止すると共に法的措置を講ずるものとすること。

上記⑩の分類において、高度化資金の趣旨を踏まえれば、貸付企業が当初の目的を果たすように支援していく必要があるため、滞留先を放置したり、逆に、すぐさま倒産処理することは望ましくない。従って、再生支援企業と判断された融資先については事業再生の援助を行い、債権の回収に努めるべきである。一方、回収処理対象企業と判断された融資先については、迅速な回収処理に努めることが必要である。両者の判断を明確にし、処理の先送りがないようにしなければならない。

以上のとおり高度化資金の運営に当たっては、さまざまな改善案があるため、これらの事項に十分留意し進められたい。既存の貸付金については回収に努め、新規の貸し出しについては、貸出方法を含め、慎重な対応が望まれる。

(2) 高度化資金貸付残債のうち償還猶予を受けている平成 24 年 9 月末の残債 28 億6,200 万円については、今後十分な管理が必要である。(意見)

平成24年9月末日現在の高度化資金貸付残債のうち、償還猶予を受けているのは6団体、総額は28億6,200万円余、延滞債権扱いとなっているのは1団体1,600万円余である。これらは平成24年9月県議会で、債権譲渡の対象となった貸付債権以外の残債である。償還猶予債権は不良債権とは区分されていないが、より厳格な管理を行い、回収が実現するよう十分な管理が必要である。

平成 24 年 9 月県議会において、高度化資金不良債権を譲渡する旨の決議がなされ処理がすすめられているが、譲渡が決まった高度化資金以外の残債は平成 24 年 9 月現在60 億 8700 万円余であり、このうち償還猶予を受けている残債は 28 億 6200 万円余、延滞債権扱いとなっている残債は 1600 万円余である。

こうした償還期限の猶予を受けている胰債は平成24年1月の第三者委員会報告にも、 平成24年9月のプロジェクトチーム報告書にも取上げられていない。

償還期限の猶予を受けると償還期限が来るまでは、正常債権と同様の取扱にすることも一理ある。現に、償還猶予債権でも、平成 24 年 11 月に完済された 5100 万円余や、回収が確実に見込まれる残債も 4900 万円余あるとのことである。

しかしながら、約定どおりの返済が困難であるために償還期限の猶予をしたわけであるから、正常債権とは状況が異なる債権であることは事実である。従って、償還猶予債権のうち回収が確実に見込まれる残債以外は、より厳格な管理を行い、追加担保の依頼、保証人の状況確認、保証人の追加依頼、利益獲得のための経営指導等、あらゆる方策を取っていくことが必要である。

また、第三者委員会報告では、次のような指摘を行っている。

4(3)条件変更事例

高度化資金は、中小機構の関係準則及び各都道府県の関係規則等に基づき、組合や事業者等からの約定償還が困難となった場合、一定の要件のもとで条件変更(償還猶予)することが認められている。一方で、この条件変更が「債権管理の懈怠ではないか」あるいは「実質的な延滞債権を隠しているのではないか」といった指摘を受ける事態につながりかねないため、中小機構は平成19年12月6日付「高度化事業における債権管理のあり方の見直しについて」を各都道府県あてに通知し、平成20年4月以降、従前の制度運用の下で「単年度猶予処理」されてきたような債権のうち、償還の経過と見通しを精査することとし、翌年度の約定償還が合理的に認められるもののみ「単年度猶予」とし、それ以外は「複数年猶予」又は「延滞」として整理する方針を打ち出した。~中略~中小機構からの上記見直し通知に従い、単年度猶予が全方。複数年猶予」へ移行するなど最直しを行った都道府県は23団体であり、単年度猶予処理されてきたものを「延滞」と同直しを行った都道府県は23団体であり、単年度猶予処理されてきたものを「延滞」と

扱いとし、結果的に期限の利益を喪失させた都道府県は山梨県を含めて2団体のみであった

上記によると山梨県も見直しを行ったようだが、未だ、単年度猶予を何年も繰り返している残債がある。

そこで、中小機構の通知にあるように、償還の経過と見通しを今一度精査し、翌年度の約定償還が合理的に認められるもののみ「単年度猶予」とするよう見直しをおこない、償還猶予が「債権管理の懈怠ではないか」あるいは「実質的な延滞債権を隠しているのではないか」といった指摘を受けないようすべきである。

なお、延滞債権扱いとしている1件1600万円余については、担保物件の競売申立てを行い、期間入札が実施される予定とのことだが、引き続き早期の回収に努められたい。

(3) 高度化資金の機賃で償還猶予を行っている貸付先があるが、多額であるため期限 後の回収に十分留意されたい。(意見)

高度化資金の残債のうち、倒産した組合員の債務について償還猶予を受けている貸付先があるが、償還猶予期間中の利息も含めれば多額であるため、償還猶予後の回収に十分留意されたい。

組合員の一部が倒産した貸付先で、中小機構の倒産組合員等猶予制度により当初の契約に基づく最終償還期限までの償還猶予が認められ、現在は元利ともに据置となっているものがある。

この残債については、倒産企業分も含め償還猶予経過後 10 年間で残る組合員が返済 することになっているが、償還猶予期間中の利息も含めれば多額である。

組合員には自らの償還金もあるため、当初予定されていない更なる返済を行うことには経営上多大な負担である。一方、自らの返済が終了し返済余力のある組合員にとっては、早く倒産企業の償還金負担分を返済したほうが利息の負担が少なくなるので有利だが、償還猶予期限までは一律に元利据置となっている。団体としての貸付の障害であるので、組合員の状況に応じた対応も検討されたい。

また、倒産組合員等猶予制度の適用を受けると期限の利益を喪失していることにはならず、倒産した組合員の連帯保証人に対する支払請求は未だ出来ない状況になるとのことである。このため、猶予されている 10 年間に連帯保証人の死亡や自己破産、相続放棄等により、連帯保証人からの回収が困難になっている。

これらの残債は、平成24年9月県議会に上程された不良債権とは別の債権であるが、 償還猶予経過後の回収が実現するよう、猶予中の債務者及び保証人の動向を逐一把握するとともに、期限後の回収につき十分留意されたい。

(4) 山梨県中小企業高度化資金については、財務諸表監査を義務付ける等、さらなる検討を行うべきである。(意見)

山梨県は高度化資金改善策検討プロジェクトチームを組成して、平成24年9月に報告書を作成している。当該報告書に記載はないが、次のような事項も検討に値するものと思われる。

ア 再生支援先の要件として、「過去に不正行為がなかったか」を判断項目とすべきである。

イ 貸付先の財務的な基礎の検証をするためにも、公認会計士・税理士等を経営支援の メニューに加えるべきである。

ウ 一定額以上の貸付残高を有する貸付先については、公認会計士等の財務諸表監査を 求めるべきである。

山梨県中小企業高度化資金に関する第三者委員会報告書(以下、第三者委員会報告書という)では100億円を越す多額な不良債権について、各組合の貸付及び回収状況、債権管理の状況等の調査を行い、県の責任を分析し、これらの反省に立った「今後の高度化事業における設備資金融資の在り方について」の提言が行われている。

また、この提言を受け山梨県は、高度化資金改善策検討プロジェクトチームを組成し、 平成24年9月に報告書(以下、プロジェクトチーム報告書という。)を作成している。 この報告書には高度化資金貸付制度に関する様々な改善案が提示されたわけだが、さら に、次のような事項を検討することも必要と思われる。

ア. 再生支援先の要件として、過去に不正行為がなかったかを判断項目とすべきである。 プロジェクトチーム報告書では正常償還されなかった貸付先については、事業再生を 支援する先と回収処理を進める先に分類し、前者については事業再生の支援を積極的に 進めることとしている。分類の判断基準として次の(i)~ (v) を例示している。

- (i) 概ね10年以内に元利金の完済が見込まれること
- (ii) 事業価値があり、支援により事業再生の可能性が客観的に認められること。
- (iii) 地域社会にとり、欠くことのできない事業であり、地方公共団体等からの支援が予定されていること。
- (iv) 集団化形態等で回収処理を進めた場合には、健全に営んでいる組合員の事業継続に支障を来す可能性があること
- (v) 事業を継続させる方が徴収上有利であると客観的に認められること。

これらの例示をみるに、見込み・可能性や予定的要素があり曖昧な面が多くあるので、 民事再生法で調査対象としている内容も盛り込むべきと思われる。例えば「貸付先役員と貸付先との間の不正行為の有無」等も判断項目とすべきである。

イ・貸付先の財務的な基礎の検証をするためにも、公認会計士・税理士等を経営支援のメニューに加えるべきである。

プロジェクトチーム報告書では貸付審査会の拡充として公認会計士等の専門家の出席を義務付ける旨の記載はあるが、融資後のモニタリングの強化、経営支援等の実施に当たっては中小企業診断士の指導・助言について言及されているだけである。中小企業診断士の指導・助言を受けるにしても、経営分析の前提となる適正な財務諸表を作成するための経理的な基礎が担保されているのか検証する必要があるため、公認会計士等財務の専門家の意見を受けることも必要と思われる。

ウ. 一定額以上の貸付残高を有する貸付先については、公認会計士等の財務賭表監査を求めるべきである。

プロジェクトチーム報告書では正常な融資先についても一定条件に該当するものは、経営状況等の分析を中小企業診断士に委託することとしている。この場合、イ・に記載のとおり経営分析の前提となる適正な財務階表が作成されているか否かを検証することも必要である。経営状況の成否は会計数値に明確に現れる。また、経営状況の表退は経理部門の状況に現れる。これらの状況を検証するためにも、一定額以上の貸付残高を有する貸付先については、公認会計士等の財務諸表監査を求め、作成される財務賭表の適正性に留まらず、内部統制の状況のチェックを受けることも必要と思われる。仮に貸付残高 5 億円について 100 万円の監査報酬を支払う場合、金利に換算すると 0.2%に相当することになる。0.2%程度のコスト負担によって、融資先の経理状況、内部統制のチェックが可能となれば、過剰な負担になるものとは思われない。

また、融資時の審査は事業計画に基づく予測値をもとに判断されるものであり、現実の経営は当初予測されてない事象やそのときの経営判断等に左右される。従って、融資時の審査よりもむしろ融資後の事後的なチェックを重視し、早期の経営改善の指導や債権の保全に努めることが必要である。

(5)高度化資金滞留債権の管理は時効中断等、法的手続きが必要であるが、弁護士への確認が口頭で行われている。重要な判断が伴うことから、書面で回答を得る等慎重な対応が必要である。(意見)

債権管理で重要な時効管理は、法的な判断、解釈、それに伴う手続きが必要である。まして、高度化資金は貸付対象者が組合であり複数の組合員により構成されているため、債権管理も単純ではない。従って、法律家の参加を求めると共に、確認事項も書面でやり取りし、担当者変更にもスムーズに対応できるようしておくべきである。

高度化資金は貸付対象者が主として組合であり、複数の組合員で構成されているため一般的な貸付債権に比べ管理も複雑である。時效中断などの手続きも単純でない為、法的な判断を仰がなければならない場面が多くあり、これまで担当課が弁護士に確認を行ってきた。しかしながら、単発の相談事項になるため、電話などでの問い合わせする場合も多く、書面での回答を求めないケースも存在した。

県職員は2~3年で人事異動することが多く、その都度引き継ぎをしなければならないが、口頭でのヒアリング結果をまとめたメモで引き継ぎすると、弁護士の説明趣旨が伝わらない危惧がある。債権管理は重要な判断を伴うことから、単路ではなく継続的に弁護士の参加を求めるべきであろう。そして少なくとも問い合わせは書面で行い、弁護士からも書面での回答を求めるべきである。万一、書面での回答を得られない場合には、ヒアリング結果をまとめた書面を弁護士に確認してもらう等行うことが必要である。

(6) 高度化資金に関する債務引受契約において、債務引受者は担保対象物件に付保し 当該損害保険証券を県に差入することとなっているが、差入されていない案件があった。 (指摘事項)

高度化資金に関する債務引受契約において、債務引受者は残存債務に相当する金額以上の損害保険契約を建物に付し、当該損害保険証券を県に差入しなければならないが、試査を行った 4 件のうち 1 件の証券が差入されていなかった。至急、証券を入手し賃権設定を行うべきである。また、差入されている保険証券 3 件のうち 2 件の質権設定契約に空白期間が生じている。空白期間が生じないよう手続きずべきである。

倒産企業に対する残債は組合 (構成員) に引き継がれたが、その際締結された債務引 受及び建物譲渡契約審には以下の記載がある。

債務引受及び建物譲渡契約書

第8条

乙は、抵当物件に対して残存債務に相当する金額以上の損害保険契約を保険会社と締結することとし、本契約による債務の全額を弁済するときまでこれを継続するものとする。

- 2 乙は前項の保険契約による保険証券を甲に提出し、甲のために保険請求権の上に質権を設定するか又はその権利を甲に譲渡するものとする。
- 3 第1項による保険の目的物件が罹災して甲が保険会社から保険金を受領するときは、第4条の期限にかかわらずその金額を本契約による債務の弁済に充当することができるものとする。(この条における甲は山梨県、乙は債務引受した組合である。)

上記の通り、債権の回収保全策として、担保物件たる建物等に保険を掛けさせている。そして、保険事故が起きた場合に保険金が速やかに回収に充てられるよう、質権の設定または保険金請求権の譲受を義務付けたものである。

ところが、試査を行った4件のうち1件の証券が差入されていなかった。至急、保険 証券を入手し質権を設定するべきである。

なお、差入されている保険証券を3件確認したところ、下表の通り保険期間が開始された後、15 日~18 日遅れて質権設定されているものが2件ある。質権設定に空白期間が生じないよう手続きし、保険期間にも留意しながら絶えず有効な保険証券を入手しておく必要がある。

| ĺ | H24-9-26 | H24-10-1~H25-10-1 | Cを存 |
|---------|----------|-------------------|---------|
| 15 H | H24-9-26 | H24-9-16~H25-9-16 | B物件 |
| 18 H | H24-5-9 | H24-4-21~H25-4-21 | A物件 |
| 質権設定の遅れ | 質権設定日 | 保険期間 | 入手済保険証券 |

(7) 山梨県中小企業高度化資金貸付債権の第2回目の債権譲渡に当たって、予定価格の積筆の一部に明確な根拠がない部分や誤りが見られた。(意見)

山梨県は中小企業高度化資金貸付債権の譲渡を3回に亘って行っている。第2回目の譲渡は入札の結果に基づき譲渡契約は締結されたが、前提となる担保資産の競売が不調となり契約が不履行となった。その入札の際予定価格調書が作成されているが、算出過程に根拠不足が見られた。当該契約は不履行となったものの、予定価格の積算は最低落札価格を決定する重要な資料であることから、積算根拠を明確にすることが必要である。

山梨県中小企業高度化資金貸付債権の譲渡入札は、平成23年度に不調となった入札1回、落札後仮契約を締結したものの契約解除となった入札1回の計2回、平成24年度に1回の計3回の入札が実施されている。第2回目の債権譲渡は指名入札により、平成24年1月26日に開札が行われ、落札価格460,010千円で平成24年2月1日に譲渡契約が締結された。予定価格は459,912千円で譲算されている。その内、担保物件の積算価格457,312千円の内訳は次の通りである。

| 買受可能価額を基にした算出価額 |
|-----------------|
| 競売による落札価格 |
| |

上記の内、※1は次のように算出されている。

買受可能価額×0.5×0.7- (競売申立費用+移転登記費用)であり、

36,320,000 日×0.5×0.7- (1,000,000 日+4,400,000 日) =7,312,000 日である。

この算式のうち、下線の0.5 については当該物件の3回の競売で不調だったことを受け、第3者委員会の中間報告等を踏まえたうえ1回目の譲渡入札時における予定価格設定の際に減額処理を行ったもので、下線の0.7 については1回目の譲渡入札が不鵬となったことから更に減額処理を行ったものである。何れも裁判所の競売が不落となった場合の近隣の例における減額率等を参考にしたとしているが、明確な根拠がない。

また、移転登記費用 4,400,000 円は一部の抵当権で計算されており、本来は 9,600,000 円であり、これに基づいて計算するとこの物件は 2,112,000 円と算定すべきであったことになる。当該契約は※2 の競売による落札が後日取消となったことから、譲渡契約は不履行となった。全国初の公的債権の債権譲渡であり、前例もなく予定価格の積算には因難を極めたものと推測されるが、その積算は最低落札価格を決定する重要な資料であることから、積算根拠のより明確化が求められる。

ある。(意見) (8)設備近代化資金貸付金の回収管理の徹底を図る方法について改めて検討が必要で

されず、管理に継続性がない。改めて回収管理の徹底を図る方法を検討すべきである。 特に時効管理等は法律的処理が必要にもかかわらず、十分な情報収集や引き継ぎがな 回収管理に関するマニュアルが活かされておらず、管理が不十分な状況となっている。 設備近代化資金貸付金は、平成11年度まで県が直接貸付し回収管理を行っているが、

社の代表者が、口頭で支払う意思表示をしていることを以って放置し、その後回収不能 となった繋弁が多くあった。 代化資金未収金について」を閲覧したところ、個人債務者や保証人のうち債務者たる会 滞留している債権の回収管理状況を確認するため、債権者ごとに作成された「設備近

回収不能に至る理由としては、以下の事項が確認された。

- ・保証人から書面による支払意思の確認が出来ていないこと
- ・譲渡担保を付けていたにもかかわらず、当該財産を売られてしまったこと
- そもそも保証人の財産調査をしていないこと
- 保証人が死亡したあと、相続人への徴求管理をしていないこと等

への徴求が遅れ、連絡不能やその相続人からの支払い拒絶が生じている。 また、保証人は債務者たる会社の代表者以外にも2名いるが、この2名の連帯保証人

確認等、所在確認を徹底して行った記録がない。記録をみる限り、形式的作業と取られ 録住所の存在確認をして、「該当無し」としているものの、戸籍附票による住所変遷の ても仕方がないやり方である。 なお、担当課では、平成12年に一斉に債務者等の所在確認を行っているが、単に登

が成立して法律的には回収不能の状況になってしまうため、継続して行う必要がある。 人リストを作成しているが、債権管理は断片的に行っても回収可能性は低くなり、時效 現在、担当課では新規の貸付はなく、回収業務のみになっていることから、県庁内に さらに、平成24年に債務者の商業登記簿を入手し、清算中である旨の確認や、保証

援機構に当該滞留債権の回収業務を委託すること等、改めて回収管理を徹底する方法を 回収の専門部署を設けることや、貸付業務を委託している公益財団法人やまなし産業支 検討されたい。

> べきと指摘されたにも関わらず、未処理のままになっている。(指摘事項) (9) 設備近代化資金の長期延滞債権について、平成14年度の包括外部監査で処理す

検討すべきである。 摘されたにもかかわらず、未処理のまま残っている債権がある。管理コストと回収可 13 件、約4,000 万円存在する。このうち平成 14 年度の包括外部監査で処理すべきと指 商業振興金融課が管理している設備近代化資金の延滞債権は、平成24年9月末時点で 能性を比較衡量し、回収不能と判断される債権については放置せず、不納欠損処理等

進めるよう指摘されている。このときからの回収状況を示せば以下の通りである。 設備近代化資金の長期延滞債権については、平成14年度の包括外部監査でも処理を

| 合 計 17件 49, | 死亡 なし 1件 | 営業不振 4件 1 | 債権放棄 時効援用 1件 | 1件 | 健在・困窮 2件 | 因第 死亡·不明 1件 | 健在·因銅 3件 | ・不明 死亡・不明 4件 1 ・破産 | 東西市 2 年 2 年 2 年 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 |
|-------------|----------|-----------|--------------|--------|----------|-------------|----------|-----------------------|---|
| 9, 552 | 240 | 15, 639 | 3,604 | 6, 796 | 5, 156 | 1, 130 | 3, 423 | 13, 564 | 接 |

| 指机:確 | 不绝久 | |
|------|-----------|-------|
| | 作数 | H24年3 |
| | 金額 | 月現在残 |

(単位:千円)

| 3,970 | 0 | 3, 051 | 0 | 330 | 0 | 320 | 269 | 0 | 回 读 |
|--------|----|--------|--------|-----|--------|-----|--------|---------|----------|
| 4, 551 | 0 | 0 | 3, 604 | 0 | 0 | . 0 | 947 | 0 | 不納欠損処理 |
| | | | | | | | | 1 | |
| 13 作 | 1年 | 3 件 | 0年 | 1件 | 2件 | 1件 | 1件 | 4年 | 牟 |
| | | | | | 5, 156 | | 2, 207 | 13, 564 | 金額 |

件となっており、最も古い貸付からは60年以上経っている。 代に賃付けたものが 2 件、昭和 40 年代が 1 件、昭和 50 年代が 8 件、昭和 60 年代が 1 平成24年9月末現在の延滞債権は昭和20年代に貸し付けたものが1件、昭和30年

でも消滅手続きを行う旨指摘されていたが、残債のまま放置されている。 このうち、昭和 20 年代の貸付残債 240,000 円については平成 14 年度の包括外部監査

行方不明などにより、今後も回収可能性はゼロと判断される残債がある その他にも、平成14年度から回収ゼロの残債が存在し、債務者解散、連帯保証人が

ある。担当課によれば、今後、国賃付金の償還免除基準が改定されるのを待って債権放 こうした状況にも関わらず、県の貸付債権として保有するメリットはあるのか疑問で

乗をすることで、償還免除を受けられる可能性があり、債権として保有していても特段の支障は無いため債権放棄をしていないとのことである。しかしながら、県の貸付債権として保有していることで、書類の保存、担当者変更に伴う引き継ぎ業務、債務者への連絡など、時間の経過とともに費やすコストは益々増えるものであり、回収可能性が著しく低い債権を残しておくことは大変なデメリットである。また、安易な先延ばしと受け取られる恐れもある。他方、設備近代化資金は国費負担 50%、県費負担 50%を財源とした貸付であるため、安易な債権放棄は決して許されないものであるため、かかるコストと国貸付金の償還免除基準の改定も含めた回収可能性を比較衡量したうえで慎重に検討しなければならない。

滞留債権の内 10 件、約 2500 万円は回収(入金)が全くない状況が少なくとも 10 年以上続いているため、今後の回収方針を決定し、処理を進めるべきである。このことは平成 14 年度の包括外部監査で指摘されている事項である。

(10) 設備近代化資金において、違約金を不衡収とする場合の判断指針が示されていないため、その都度検討することになっている。公平な賃付回収業務を遂行するため、判断指針を作成すべきである。(意見)

山梨県中小企業近代化資金貸付規則では天災等やむを得ない理由の発生や知事が特に必要と認めた場合に違約金を不徴収とする取扱がなされている。しかしながら、どのような場合に「知事が必要と認める」かの判断となる指針がないため、その都度の判断となり公平性に欠ける恐れがある。また、不徴収にした事案については、書類の保存期限に係わらず保存し、判断資料として活用すべきである。

連約金については、山梨県中小企業近代化資金貸付規則に次のように定められている。 山梨県中小企業近代化資金貸付規則

第23条

知事は借主が支払期日までに貸付金を償還せず、又は前条第2号に該当することを理由として同条の規定による請求を受けた金額を支払わなかったときは、支払い期日の翌日から支払の日までの日数に応じその延滞した額につき年10.75%の割合で計算した違約金を徴収する。~中略~

- 3 前2条の連約金は、次の各号の一に該当する場合には徴収しない。
- 1 貸付金の償還が天災地変等やむを得ない理由により遅延した場合
- 2 違約金の金額が100円未満である場合
- その他知事が特に必要と認めた場合

違約金は、円滑な回収を促進するため規定されており、安易に違約金を不衡収とすることは、貸付制度の公平、適正な運用を妨げることは明らかである。

平成 20 年度に完済した償還金に係わる違約金については、山梨県事務決裁規則に基づき課長決裁で不衡収とされた。

山梨県事務決裁規則

第5条(專決事項)

部長、次長、課長、課長補佐、担当課長補佐、所長及び出先次長の共通専決事項は、 別表―に掲げる事務のうち、それぞれの専決区分の欄の表示に対応する事項とする。 ~以下省略

別表一

- 25 収入の決定に関すること
- 金額が 1000 万円以上のもの 部長
- 金額が100万円以上1000万円未満のもの 課長
- 金額が100万円未満もの

り 課長補佐

この場合、決裁者の定めはあっても、決裁に当たっての判断基準となる指針がないた

め個別の検討が行われたが、継続的に貸付回収業務の公平性を保っためには、不衡収とする判断指針を作成しておくことが必要である。

また、平成16年度にも遙約金を不衡収とした事例が1件あったが、書類の保存期間が過ぎているとのことで、不衡収と判断した詳細な経緯等を確認できなかった。

不衡収とする判断指針を作成するとしても、このような例外的な事例については、通常の保存期間に係わらず保管し、同様の事例の判断材料として活用するべきである。

(11) 設備近代化資金において、不納欠損処理となった原因を分析すると共に、時効援用者に対する厳格な措置も検討すべきである。(意見)

平成14年度の包括外部監査以降2件の不納欠損処理が行われた。設備近代化資金は国費及び県費を財源とした貸付であるため、時効にならない手続きに努めると共に、時効援用者が安易に出ないよう、厳格な措置も検討すべきである。

平成14年度以降2件の不納欠損処理がおこなわれたが、その経緯は次の通りである。 1件は主債務者が会社更生法の適用を受け免除となり、連帯保証人に返済を求めたところ、最終償還日から連帯保証人の所在がつかめなくなり、その後、時効期間が過ぎてから所在が明らかになった債権である。所在が明らかになった時点で償還を求めたが、時効を援用されてしまった。なぜ、所在確認ができなかったのか、所在確認方法などに問題はなかったか、検証が必要である。

他方は、昭和 50 年に主債務者が死亡したのち、連帯保証人に償還請求したが回収に至らなかった債権である。その後、平成 13 年に相続人調査を行ったようであるが、相続人に請求するも、時効を援用されてしまった。主債務者(相続人含む)が時効を援用したことにより、連帯保証人の債務も附従性により消滅したとのことである。

なぜ、昭和 50 年の主債務者死亡時に相続人調査をしなかったのか判然としない。昭和 50 年から 20 年以上経ってから請求しても回収できるわけもなく、ずさんな対応であった。回収が滞った時点から継続的に回収手続きをしていくことが肝要である。

なお、設備近代化資金は国費及び県費を財源とした貸付であるため、時効にならない手続きに努めると共に、時効援用者が安易に出ないよう努めなければならない。納税者の立場からは、時効援用者にも何らかの社会的なペナルティーを負っていただくことも必要ではないかと思料される。

(12)産業労働部発行の中小企業金融の冊子には小規模企業者等設備導入資金貸付の対象者に関し特認貸付の記載がない。(指摘事項)

小規模企業者等設備導入資金貸付(以下、小規模貸付という。)はやまなし産業支援機構が行っているが、県庁産業労働部でも制度を説明した冊子を作成して利用者に情報提供している。当該冊子に小規模貸付に関する特認貸付の記載がなく、利用者に誤解を招く恐れがあるため記載の改善をされたい。

小規模貸付については小規模企業者等設備導入資金助成法、同施行令に定めがある。

小規模企業者等設備導入資金助成法

第2条 (定義)

この法律において「小規模企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 小規模企業者(常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあっては、5人)以下の事業者をいう。次号において同じ
- (2) 小規模企業者以外の中小企業者(中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に掲げるものをいう。)であって、常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の事業者であるものののうち、創業及び経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進する必要があるものとして政令で定めるもの
- 一以下省略

小規模企業者等設備導入資金助成法施行令

第1条(小規模企業者等)

小規模企業者等設備導入資金助成法第 2 条第 1 項第 2 号の政令で定める数は、50 人とする。

~ 以下省略

山梨県小規模企業者等設備導入資金貸付制度取扱要領

第5条 (小規模企業者等に対する貸付け等)

小規模企業者等のうち、小規模企業者等設備導入資金助成法第2条第1項第2号に掲げる者に対して貸付け等を行おうとする場合は、あらかじめ、知事の同意を得るとともに、~以下省略

上記の通り、小規模貸付の対象者は、原則として従業員がサービス業で5人、一般で20人までとなっているが、20人超の場合でも、50人以下で一定の要件を満たし、かつ知事の同意を得れば貸付可能となっている。(ここでは「特認貸付」とする。)現に、従

業員が20人超でも小規模貸付が多く利用されている。

りやすいように周知するべきである。 従って、20 人超 50 人以下であれば制度の利用が可能な場合がある旨、利用者にわか

を行うことが望まれる。(意見) (13) 小規模企業者等設備導入資金助成制度の存続に向けて、更なる積極的な提言等

小規模企業者等設備導入資金助成制度は国としては廃止の検討を行っているが、山梨 県の利用実績は全国で3位と非常に高いものであるため、制度存続に向けて国に対し 単独制度の存続も検討されたい。 て更なる積極的な提言等を行うことが望まれる。なお制度が廃止になった場合は、県

用実績は以下の表のとおり、非常に高いものとなっている。 続させる必要があるかについて1つの論点として挙げている。しかし、山梨県の制度利 度の利用実績の低迷や、11 の都道府県が制度を休止している現状を受け、本制度を存 中小企業庁作成「小規模企業者等設備導入資金助成制度について」では、全国的な制

小規模企業者等設備導入資金助成制度県別実績(上位5件)

単位:千円

| L | 13 | 23 | 30 | 35 | 実施県数 | 無 |
|----------|-------------|-------------|--------------|--------------|------|----|
| 129, 120 | 4, 534, 693 | 4, 034, 897 | 10, 434, 700 | 19, 133, 410 | 全国実績 | 1 |
| 1 | 896, 862 | 39, 330 | 270, 089 | 1, 206, 281 | 岩手県 | ပၢ |
| I | 1 | 1, 111, 925 | 475, 203 | 1, 587, 128 | 愛知県 | 4 |
| 1 | 411, 127 | 221, 434 | 1, 049, 192 | 1, 681, 753 | 山梨県 | ω |
| ſ | | | 2, 002, 346 | 2, 002, 346 | 大阪府 | 22 |
| 129, 120 | 1, 104, 224 | 110, 490 | 1, 233, 405 | 2, 577, 239 | 兵庫県 | - |
| (県単貸付) | (県単貨与) | (国庫貸付) | (国庫貸与) | 実績額 | 黑名 | |

国は制度の廃止も視野に入れて検討を行っているが、山梨県としては今後より一層、制 企業にとって本制度が存在することの意義は非常に高いことが伺える。前述のとおり、 府県に次いで3位と非常に高いものとなっており、山梨県の経済規模を考えると、中小 度存続に向けて更なる提言等を国等の関係機関に対して行っていくことが望まれる。 上記表のとおり、山梨県の利用実績全国順位は兵庫県、大阪府と大都市を抱える都道

なお、制度が廃止になった場合は、県単独制度の存続も検討されたい。

とが望まれる。(意見) 付が行えるような制度とするため、山梨県として国の関係機関への働きかけ等を行うこ (14) 小規模事業者等設備導入資金貸付金制度を、より多くの資金需要者に対して賃

律に基づくものであるため、山梨県単独での対応は困難であることは理解するが、今 の 44.3%と低調となっている。この理由の1つとして設備投資額の半額は自己資金等 う制度である小規模事業者等設備導入資金貸付金制度の利用率は平成23年度で予算額 中小企業者が行う設備投資額の半額を限度額として、資金を無利子で貸し付けるとい うことが望まれる。 後は、他県と意見交換を行いながら、国の関係機関に対して制度改正の働きかけを行 要件等については再検討の余地があるのではないかと思料される。この制度は国の法 による調達が必要となることではないかと考えられるが、制度の趣旨を鑑みるとその

産業支援機構の | 設備導入支援事業等に関する業務方法書」には小規模事業者等設備導 自己資金等による調達が必要となる点ではないかと考えられる。公益財団法人やまなし 理由は貸付の限度額が設備投資額の半額に限られる点、つまりは残りの半額については 備投資そのものが減少していることもあるが、制度の利用率が低調となっている1つの 千円(19 件)と執行率は 44.3%にすぎなかった。確かに、景気低迷の長期化により設 実際には平成 23 年度においては当初予算額 500,000 千円に対する貸付実績は 221,434 のみを考えると、当該制度を利用する中小企業者は多いのではないかと考えてしまうが 度額として、資金を無利子で貸し付けるという制度である。単純に「無利子」である点 が脆弱で資金調達力が弱い小規模企業者が設備投資をする場合、設備投資額の半額を限 入資金貸付金制度の資金貸付けの対象者については以下のように定めている。 小規模事業者等設備導入資金貸付金制度は、中小企業者の金融支援のため、財務基盤

「公益財団法人やまなし産業支援機構 設備導入支援事業等に関する業務方法書」

(資金貸付の対象者)

件を満たすことが見込まれるものとする。 第12条 資金貸付けの対象者は、小規模企業者等又は創業者であって、次に掲げる要

性等から見て確実と認められる者であること, の金融機関からの融通を受けることが困難であり、かつ、貸付金の償還の見込みが将来 (2) 設備資金貸付事業を利用しようとする設備の導入に係る資金の銀行その他の一般

ことが困難」であることと定めている。しかし、そのような企業に対して前述のように 上記表中(2)では資金貸付対象者の条件として「一般の金融機関からの融通を受ける

設備投資額の半額については自己資金での調達を求めることは、制度の趣旨である「財務基盤が脆弱で資金調達力が弱い小規模企業者」に対する支援という点からして、再検討の余地があるのではないかと思料される。例えば、貸付金額に見合った担保物件等の提供を行い、かつ中長期的な経営計画書等により「貸付金の償還の見込みが将来性等から見て確実と認められる」企業に対しては設備投資額の金額に対して貸付を認めることも、より多くの資金需要者に対して貸付を可能とするための1つの案として考えられる。この制度は国の小規模企業者設備導入資金助成法に基づくものであるため、山梨県単独での対応は困難であることは理解するところではあるが、このような制度は公の機関であるからこそ可能な制度である。今後は、他県と意見交換を行いながら、国の関係機関に対して制度改正の働きかけを行うことが望まれる。

(15)やまなし産業支援機構が県に行う年度実績報告において、年度が異なる実績報告が1件あった。(指摘事項)

やまなし産業支援機構の平成 23 年度の実績報告に、実際は平成 24 年度に設置された設備に対する貸付実績が1件混入していた。年度末に係る貸付の報告については年度区分に注意されたい。

公益財団法人やまなし産業支援機構は小規模企業者設備資金貸付要網(第 11 条 2 項以下参照)に基づき県に実績報告を行わなければならない。

平成23年度の実績報告において、平成23年度中に貸付申し込みと貸付決定が行われていたが、設備の設置と貸付は平成24年度になってから行われた事案があった。この場合、貸付の実績報告は実際に設備が設置された平成24年度であるべきところ、平成23年度の実績として報告されていた(1件)。

報告の迅速化を図るために実施予定で報告書を作成したとのことであるが、実績報告 の精度を保つよう、年度区分には注意されたい。

小規模企業者設備資金貸付要綱

第11条(報告等

2 支援機関は、対象事業に係る実績報告書を、4 半期ごとに知事に提出しなければならない。

(16)やまなし産業支援機構の特別会計に留保されている資金を貸付の原資として活用し、利用者に対するサービスに努めるべきである。(意見)

小規模企業者等設備貸与事業及び県単独中小企業設備貸与事業について、やまなし産業支援機構では貸付資金のうち 50%を民間金融機関からの借入金で調達している。やまなし産業支援機構のこれらを管理している特別会計内には自己資金が留保されていることから、効率的な資金運用の観点から民間金融機関からの借入に頼らず、自己資金を貸付金の原資として使用すべきである。

小規模企業者等設備貸与事業は融資枠のうち、県の特別会計からの借入 50%、公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)の自己資金1億円、その他民間金融機関からの借入を原資としている。また、県単独中小企業設備貸与事業は県の特別会計からの借入 50%、民間金融機関からの借入 50%を原資としている。県の特別会計からの借入金は無利息である。

支援機構では下記の通り平成 23 年度末に小規模企業者等設備貸与事業を管理する設備導入支援事業特別会計で 870 百万円の資金(普通預金、定期預金、譲渡性預金)を有し、県単独中小企業設備貸与事業貸付資金を管理する県単独設備貸与事業特別会計で390 百万円の資金を有している。

平成 23 年度末残高

(単位:千円)

| 200 | 1, 512, 140 | 知野極変症く 例 |
|---------------|--------------|-------------------|
| 200 | | ◇ 日本 日本 日本 日本 一 ◇ |
| 388, 947 | 873, 139 | 預金合計 |
| 200,000 | 500, 000 | 譲渡性預金 |
| 8, 500 | 5,000 | 定期預金 |
| 180, 447 | 368, 139 | 普通預金 |
| 県単独設備貸与事業特別会計 | 設備導入支援事業特別会計 | |

上記の預金は支援機構の貸借対照表上において流動資産の部に計上されており、資金の使途が拘束されたものではない。支援機構の担当者によると、年度末の資金は、半年年に返済している県の特別会計からの借入の返済資金、及び翌年度の資金調達前に発生する機械購入・資金貸付用の資金をブールしているため一時的に多額になるとの話である。しかし、支援機構に自己資金が留保されているにもかかわらず外部借入を行っていることは、経済性の観点から不効率である。民間金融機関からの借入に頼らず、自己資金を貸付金の原資として使用し、効率的な資金運用を行うべきである。また、県は支援機構に自己資金の積極的な使用を奨励し、削減された外部金融機関からの借入利息相当額を利用者に対するサービスとして還元するように指導すべきである。

(17)やまなし産業支援機構との間の損失補償契約書の内容について、実態と齟齬が生じている。(指摘事項)

山梨県とやまなし産業支援機構との間で取り交わされた損失補償契約書が実際の運用 と相違しているため、内容を吟味し契約書を見直すべきである。

山梨県と公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)との間で「小規模企業者等 設備貸与事業」及び「山梨県単独中小企業設備貸与事業」に係る貸付を行う際に損失補 貸契約を取り交わしている。

山梨県及び支援機構の担当者によると、損失補償契約の実際の運用内容は、①設備貸与事業等から生ずる損失の45%以内(リースにあっては50%以内)であること、②支援機構の一般正味財産がマイナスとなる場合に山梨県が支援機構の損失を補償するものであること、とのことである。

以上の内容と損失補償契約書の内容を比較すると以下の内容の相違がある。

損失補償契約書

第一条

甲は、乙(注1)が平成23年度に、甲及び株式会社日本政策金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに乙の自己調達資金(注2)により行う設備貸与事業について、平成31年3月31日までの間に損失を生じた場合、当該事業費2,300,000,000円(注3)の元利合計金額(遅延利息も含む。)の45%以内(リースにあっては50%以内)でその損失を補償するものとする。

- (注1) 甲は山梨県、乙は公益財団法人やまなし産業支援機構
- (注 2) 上記の契約は「小規模企業者等設備導入資金助成法」に係るもので「山梨県単独中小企業設備貸与事業」に係るものは「甲及び株式会社日本政策金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに乙の自己調達資金」が「甲及び金融機関からの借入金並びに乙の自己調達資金」が「甲及び金融機関からの借入金がでは乙の自己調達資金」が「甲及び金融機関からの借入金)
- (注3)「山梨県単独中小企業設備貸与事業」に係るものは1,000,000,000円

第3条

乙は、未収債権を各事業年度終了後3か月を経過してもなお回収できず、債権の償却を行うことにより欠損を生ずることとなる場合は、甲に対して損失補償金の請求を行うことができるものとする。この場合において、乙が請求出来る額は、償却した未収債権の額から、未収債権に係る被貸与者から貸与契約の際に徴した保証金額及び請求の日までに徴した回収金額並びに貸倒引当金を取り崩した額を減じた額の範囲内とする。

- ①上記、契約書第 1 条は、損失補償の範囲を、事業予算全体の 45%以内(リースにあっては 50%以内)としているが、担当者等の説明では設備貸与事業等から生ずる損失の 45%以内(リースにあっては 50%以内)としているので、両者には齟齬がある。
- ②また、契約書第3条記載の「欠損」の内容については、支援機構が単年度で欠損となる場合か、資本欠損となる場合か、債務超過となる場合かが不明確である。担当者等によれば、支援機構の一般正味財産がマイナスとなる場合に、山梨県が支援機構の損失を補償するものであること、としているが第3条からは読み取れない。「欠損」の内容についての具体的な記載は他の条文にもない。
- ③さらに、第3条には、支援機構が請求できる額について、生じた損失のうち45%以内(リースにあっては50%以内)とする記載がないため、一般正味財産がマイナスとなる場合の損失は100%請求できると誤解を招く恐れがある。

実際の運用内容を明確にあらわすよう、契約書の文章を見直すべきである。 なお、上記②に関して、担当者等によると、損失補償は支援機構全体の一般正味財産 がマイナスとなる場合に限定されているようであるが、支援機構が様々な事業を展開し ていることに照らすと、設備導入支援事業(又は県単独貸与事業)特別会計の一般正味 財産がマイナスになった場合に損失補償すべきではないかと思料される。

(18)設備資金貸付事業に対して県はやまなし産業支援機構に中小企業診断士による 診断費用として委託料を支払っているが、その運用方法等については改善が必要である。 (指摘事項)

山梨県はやまなし産業支援機構に設備資金貸付制度の利用を希望する企業を対象とした中小企業診断士による診断業務を委託しているが、平成23年度において実際に設備資金貸付制度を利用した19社のうち、中小企業診断士による診断が行なわれたのは1件にすぎなかった。現在、この診断業務についてはどのようなケースにおいて診断を要するかについて明確な基準等は定められていないが、その効果を最大限活かすためにも診断を必要とするケースを明確化すべきである。

山梨県は公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)に委託料の支払いを行っている(平成23年度決算額311,581円)。 県が委託している業務内容は、設備資金貸付制度の利用を希望する企業を対象とした中小企業診断士による診断業務であるが、この委託業務の運用状況等について確認を行った。

の効果を最大限活かすためにも診断を必要とするケースについて明確化することが必 年間10件分について単に消化しているのみではないかとの印象を受ける。リスクヘッ ジの一環として専門家による与信診断を行うことの必要性は認められるため、今後はそ において診断を要するかについて明確な基準等は定められておらず、県から委託された には改善の必要があると思料される。現在、この診断業務についてはどのようなケース 平成23年度において実際に設備資金貸付制度を利用した19社のうち、中小企業診断士 ないため、「契約上の違反はない」という回答に誤りはないものと判断される。しかし、 速やかに診断日及び診断員を決定し、診断を実施することとする。」との記載があり、 仕様書には「小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付の申込みがあったときは、 らないとの回答であった。確かに、小規模企業者等設備導入資金貸付診断業務委託契約 の申込の段階では設備資金貸付制度の利用を希望していたため契約上の違反には当た による診断が行なわれたのが 1 件にすぎなかったという事実からすると、その運用方法 また契約書等において診断実施後に設備貸与制度を利用することを禁じる旨の定めは によると、この9件についても結果的に設備貸与制度を利用することとなったが、当初 度に診断を行った10件のうち9件が設備貸与制度の利用者を対象としていた。担当者 この診断対象となるのは設備資金貸付制度の利用希望者とされているが、平成23年

(19) 山梨県がやまなし産業支援機構に支払っている設備資金貸付事業に係る事務費補助金については、その金額及び交付方法について改善が必要である。(意見)

山梨県は、やまなし産業支援機構が実施する設備資金貸付事業に係る事務費に対して 要網に従って補助金の交付を行っているが、一般的に考えて当該資金貸付事業に係る 事務経費としては、それをもって充足できるという金額ではないと思われる。当事業 は無利子での資金貸付事業であるため、補助金の積算方法については、支援機構側の 負担が過ぎたものとならないよう、県及び支援機構の双方において検討が必要である と思料される。また、その算定について貸付実績額を反映する方法に変更を行なうこ とにより、支援機構に対して制度の利用を推進するインセンティブを与えることも、 利用実績を向上させるための1つの施策として検討に値すると思われる。

山梨県は、公益財団法人やまなし産業支援機構 (支援機構) が実施する設備資金貸付事業に係る事務費に対して補助金の交付を行っている。この補助金の目的等は要綱に次のように定められている。

設備資金貸付事業事務費補助金交付要綱

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、事業に必要な支援機構の事務経費に充当し、もって事業を円滑 に遂行することを目的とする。

(補助金の交付の対象)

第3条・補助金の交付の対象は、支援機構が行う事業に係る事務経費に充てるもののうち知事が適当と認めるものとする。

設備資金貸付事業は設備投資資金を無利子で貸付する事業であり、支援機構が事業から得られる収益は存在しないため、その事務に係る経費を補助することがこの補助金の主たる目的であると考えられる。平成23年度においては当補助金の申請額及び決定額ともに100万円であったが、その100万円の積算根拠は次のとおりである。

| | 1,000,000円 | 빡 |
|---------|------------|-------|
| 機関紙郵送費等 | 81,000円 | 通信運搬費 |
| 機関紙印刷養等 | 73,000円 | 印刷製本費 |
| コピー用紙等 | 441,000円 | 消耗品費 |
| 臨時職員 | 405,000円 | 賃金 |
| 編地 | 金額 | 型皿 |

金額の積算は、設備貸与事業を含む全体件数に占める貸付事業の件数の割合等を基準として行われていた。100万円という金額の妥当性についての検討は一概には判断しが

たい面もあるが、一般的に考えて年間の貸付実行額が 221,434 千円という規模の資金貸付事業に係る事務経費としては、それをもって充足できるという金額ではないと思われる。前述のとおり当該事業からは収益を得ることが出来ないため、費用の不足分については支援機構が負担することとなる。今後は補助金の積算方法については、当該事業に係る事務経費を合理的に算定し、支援機構側の負担が過ぎたものとならないよう、県及び支援機構の双方において検討が必要であると思料される。

また、設備資金貸付事業の利用実績は近年低調となっているが、事務費補助金の支給額の算定について貸付実績額を反映する方法に変更を行なうことにより、支援機構に対して制度の利用を推進するインセンティブを与えることも、制度の利用実績を向上させるための1つの施策として検討に値すると思われる。

(20)やまなし産業支援機構では貸付債権の分類に関する明確な規定がないが、効率 的な債権管理を行うために規定を整備すべきである。(指摘事項)

やまなし産業支援機構は貸付債権の分類を行っているが、やまなし産業支援機構独自 の規定を設けて分類を行っているわけではない。明確な規定に基づいて債務者区分を 適正に行い、債務者の状況に応じた債権管理を行っていくことが必要である。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は財団法人全国中小企業股債貸与機 関協会が発行している小規模企業者等設備資金貸付事業賃権管理マニュアル(以下、マニュアルという)を参考に債権の分類を行っている。当該マニュアルでは、債務者区分を下記の通り、正常先、要注意先、破たル懸念先、破たル先に4区分している。

| 債務者区分 | と まだいのだんさる この中でもには 年間の間による |
|-------------|-------------------------------------|
| 正常先 | ア、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる先。 |
| | イ. 業況が低調ないし不安定であるも、貸付金を約定通り支払い |
| | している先。 |
| 要注意先 | 貸付金を延滞はしているが、経営努力により1年以内で改善が見 |
| | 込まれる先。 |
| 破たん懸念先 | ア. 債権の延滞が1年を超え、分割支払いが債権に対して少額で、 |
| <i>76</i> : | 支払いに継続性のない先。 |
| | イ、経営破たんの状況にはないが、経営難の状態にあり、今後経 |
| | 営破たんに陥る可能性が大きい先。 |
| | ウ. 事業は継続しているが、業況が著しく低調で事業好転の見通 |
| | しがほとんどない先。 |
| | エ、天災・事故・経済情勢の急変により多大な損失を被り、経営 |
| | 難の状態にあると認められる先。 |
| 破たん先 | 法的・形式的な経営破たんの事実が発生している先をいい、 |
| | 再生、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分等の理由 |
| | により、経営破たんに陥っている先。 |

支援機構では当該マニュアルの他「短期延滞先」の区分を設けている。上記の区分は 記載内容の通り曖昧であり、特に要注意先と破たん懸念先の区分は担当者の判断等に左 右される可能性が高いといえる。本来は要注意先や破たん懸念先は特別に注意して債権 管理に努める必要がある債務者区分である。したがって、債務者区分の内容を支援機構 独自のマニュアル等で明確に規定し、各区分に応じた管理を行うことが必要である。また、チェックリスト等を設けて、分類が定型的に行いうるような工夫をすることも必要

と思われる。

なお、設備導入資金債権管理規定を現在整備中であり、その中では債務者区分と債権 の分類基準の明確化を図っている。当該規定の早期の運用が望まれる。

(21)やまなし産業支援機構では延滞発生後の債権回収手続についてマニュアルを作成する等回収手続を標準化することが望まれる。(意見)

やまなし産業支援機構は貸付債権の分類を行い、延滞債権の発生後には各分類に応じて回収業務を行っている。しかし、当該回収業務はマニュアル化されたものではなく、各担当者の裁量に委ねられている。回収業務を合理化し、回収漏れのないようにするためにもマニュアルを作成し、業務の標準化を行うことが必要である。

チェックリスト等を設けて、回収手続が定型的に行いうるような工夫をすることも必要 延滞発生後に行う債権回収の手続き(資料の入手、法的措置等)をマニュアル化する等 債務者の置かれた経営・財務状態によって回収の手続は異なることから、前述の債務者 態によりこれらを明確に分けた上で支援・回収に努めるべきである。回収に当たっても 先であるかによって管理・回収の手法が異なるべきである。債務者の経営状態や財務状 は異なり、そもそも債務者が再生を支援すべき先であるか、あるいは専ら回収に努める 回収マニュアルを設けているわけではない。債務者区分に応じて延滞債権の回収の手法 回収手続をとるべきか具体的には記載されていない。また、支援機構においても独自の 目が網羅的に記載されているのみであり、債務者がどのような状態のときにどのような のほか不良債権の回収及び処理の内容が記載されているが、一般的な回収及び処理の項 ニュアルという)を参考に債権の分類を行っている。当該マニュアルでは、債務者区分 と思われる。 して標準化することが望まれる。支援機構独自のマニュアル等で明確に規定し、また、 にしたがった延滞債権の回収手続が必要となる。その際回収手続を合理化するためにも 区分を行った上で各区分に応じた債権管理を行うことが必要である。その後債務者区分 関協会が発行している小規模企業者等設備資金貸付事業債権管理マニュアル(以下、マ 公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は財団法人全国中小企業設備貸与機

> (22)やまなし産業支援機構において違約金及び遅延損害金の徴収及び減免の場合を 明確に規定化すべきである。(意見)

やまなし産業支援機構では規定上において違約金及び損害遅延金を徴収することができるが、現在は一律免除している。違約金等についてどのような場合にこれらの徴収及び減免を行うことができるのか明確に規定化されていない。債務者間の公平性の観点から減免は限定化すべきであり、また徴収及び減免について明確に規定化することが必要である。

小規模企業者等設備導入資金助成法第9条(違約金)第3項では、「貸与機関は、~ 違約金を支払うべきことを請求することができる。」と規定されている。また、やまなし産業支援機構小規模企業者等設備資金貸与事業業務方法細則第19条(違約金の徴求)第1項では、「財団は、~ 違約金を徴求できる。」と規定され、やまなし産業支援機構小規模企業者等設備資金貸与事業業務方法細則第19条(違約金の徴求)第1項では、「財団は、~ 違約金を徴求できる。」と規定され、やまなし産業支援機構小規模企業者等設備貸与制度業務方法細則第20条(違約金の徴求)第1項では、「財団は、一建約金を徴求できる。」と規定されている。遅延損害金については、各条文の第2項で同様に規定されている。しかし、支援機構では現在は違約金の徴求は行っておらず、一律減免している。支援機構の担当者によると、経済情勢や中小企業者の厳しい資金繰り状況から、やむを得ず減免し、債権回収を優先しているとの話であるが、減免の理由を問わず一律減免の扱いでは、適正に償還しているものと正当な理由もなく償還を遅延しているものとの公平性が保てずモラルハザードが確保できない。適正な償還を促していくためにも、また今後の資金運営の点からも問題があるため、違約金徴求のケースを明確化し徴求を行うべきである。

なお、現在、連約金及び遅延損害金の減免に関する規定を作成中とのことであるが、 債務者の公平性の観点から明確な基準を設け、規定化することが必要である。

(23)やまなし産業支援機構では償還金等の返済が困難な貸付先に対して支払の猶予を行っているが、これらの手続は規定化されていない。支払の猶予を認める条件やその手続を明確に規定化すべきである。(指摘事項)

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)では償還金等の支払に支障をきたした貸付先に対して、支払の猶予を行っている。特に規定に基づくものではなく貸付先との変更契約によって実務上で対応している。貸付先の返済能力に応じて現実的な対応をとることは必要であるが、明確な規定化を行った上で対応すべきである。

支援機構では、資金繰り等に支障をきたし期日内に返済できない貸付先に対して、実務上において原則として半年または単年度の返済猶予を行っている。実務上の現実的な取扱であって、特に規定化された制度ではない。貸付先の資産状況や収支状況を確認して、返済可能額を計算し変更契約を締結の上猶予の措置を行っている。現在の支援機構の規程では、支払いに対して遅延が生じる可能性がある場合その取扱について明確に規定化されたマニュアルがなく、猶予の取扱を行うか等担当者の裁量に委ねられている。このような場合、現実には猶予の取扱を行っていることから、他の特別会計の貸付事業で規定化されている支払猶予の規定を参考に、猶予の条件(保証人、担保、計画等)や手続(申込書類、償還猶予中の債権管理等)を規定化すべきである。

また、猶予の申出は貸付先が行うべきであり、貸付先が自らの返済計画に基づき申請し、支援機構はその合理性を判断した上で猶予の決定を行うべきである。その際、貸付先は返済猶予申請書を作成し、支援機構はそれに基づき決定通知書を発行すべきものと思われる。支援機構は貸付先が作成した経営計画等を入手の上、猶予期間等を判断すべきである。安易に半年又は単年度の返済猶予を行うのではなく、合理的な経営計画に基づき、返済計画を審査のうえ猶予期間を決定し、変更契約等を締結すべきものと思われる。これらをマニュアル等で明確に規定化し運用すべきである。更に、単年度猶予の要件の適否を容易に判断できるようなチェックリストを作成することも必要と思われる。

尚、県は単独事業について次のように報告を求めることとなっているが、契約内容の重要な変更が行われた場合には、ただ単に報告を受けるにとどまらず、猶予の決定等が適正にされているか、県もチェックを行うべきである。その際、県がその適否について容易に判断できるように、支援機構は貸付条件の変更申請様式等を策定し、併せて上記のチェックリストの添付により、県によるチェックを合理化することも必要と思われる。

山梨県単独中小企業設備貸与事業業務方法基準

8 機倍

支援機構は、次に掲げる事項について、知事に報告するものとする。

(3) 貸与に係る契約を解除し、期限前支払いの請求を行った場合又は賦払いに係る期限の猶予をするとき。

(24)やまなし産業支援機構では未収債権の償却、償却済未収債権の管理等について 規定されているが、償却の基準が厳しく償却が進まないため規定された管理事務が行えないので、償却基準の緩和が望まれる。(意見)

やまなし産業支援機構では未収債権の償却基準として、「相当期間にわたり債務者および連帯保証人から一切の金員の支払がなく」と規定化されており、少額の回収が続く限り償却が行われていない。償却の基準が厳しいため、実質的に償却済未収債権の管理を行わずに直接管理事務の停止へ移行している。償却基準を緩和し、償却後の債権管理を別途行うべきである。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)では、未収貸付金債権管理規程及び未収貸与料債権管理規程を設けて、資金貸付事業及び設備貸与事業に係る債権の管理業務について規定している。両規程はほぼ同様な内容であるため、未収貸付金債権管理規程に基づき記述する。債権償却に当たっての事務の流れ及び該当条文は次の通りである。

未収債権の償却 (第10条)

←

償却済未収債権の管理 (第11条)

←

管理事務の停止 (第12条)

未収貸付金債権管理規程では次の通り規定されている。

第10条 (未収債権の償却)

毎年度末において、未収債権請求後相当期間にわたり債務者および連帯保証人から一切の金員の支払がなく次の各号に該当するものについては、その年度末において債却することができるものとする。(以下、略)

第11条 (償却済未収債権の管理)

前条の規定により未収債権を償却したときは、速やかに償却債権管理台帳を作成し、償却前の未収債権とは別に管理するものとする。この場合においては特に時効に留意し、 適時適切な措置を講ずるものとする。

第12条(管理事務停止)

度却済未収債権のうち、償却後相当期間にわたり債務者および連帯保証人から一切の金員の納入がなく、将来にわたり回収不能と認められるもので、債務者および連帯保証人のすべてがそれぞれ次の各号にいずれかに該当するものについては、事後保全(時効の中断等)および取立に関する事務を停止することができるものとする。(以下、略)

観点から第12条に規定された管理事務の停止を行うことが必要である。 り、事務コストを上回るような効果が望めないような場合には、回収事務の経済性等の 続けることは必要である。また、手を尽くしてももはや債権を回収することが困難とな 権の回収に極力努め、債務者のモラルハザードの点に注意し時効の中断等の管理を行い 償却が行われたからといって、未収債権を放棄したわけではないので、従前と同様に債 償却債権管理台帳を作成し、償却済未収債権の管理へ移行すべきものと思われる。債権 のみに留まっている場合には、本来は積極的に債権償却を進め、第11条に規定された なくなり、償却のハードルは極めて高い。このように未回収の残額に比して少額な回収 金員の支払いがなく」との記載があるため、少額でも入金があると償却の要件に該当し の回収に数百年要することが想定される場合もある。未収債権の償却の規定は「一切の 合が多いためである。 債務者又連帯保証人によっては不定期に1万円支払う等債権全額 がなく、将来にわたり回収不能と認められる」状態)を既に満たしている状況にある場 理事務停止の要件(「相当期間にわたり債務者および連帯保証人から一切の金員の納入 るのは、未収債権の償却(第10条)の基準が厳しいことから、第12条に規定された管 に規定された管理事務の停止が直接行われている。実際はこのような事務が行われてい **却債権管理台帳に登載するのみで、時效の管理等特別な管理は行っておらず、第12条** 支援機構では、第 10 条に規定された償却の要件に該当し償却済の債権については償

(25)やまなし産業支援機構において規定の記載間違いがあるので、訂正すべきである。(指摘事項)

やまなし産業支援機構小規模企業者等設備貸与制度業務方法細則第 20 条(違約金の徴 求)第 2 項で規定している内容に記載間違いがあるので、速やかに訂正すべきである。

公益財団法人やまなし産業支援機構小規模企業者等設備貸与制度業務方法細則第20条(違約金の徴求)第2項では「財団は、割賦・リース先に対して第16条および第17条に該当することを理由に一損害遅延金を徴求できる。」と規定しているが、当該条文で引用している「第16条および第17条」は該当する規定ではなく、正しくは第18条である。速やかに訂正すべきである。また、間違った規定のまま見直されていないのは、違約金等を徴求しないことが常態化していることの表れではないかと思われる。

(26)やまなし産業支援機構において不動産担保を徴求するときの要件を明確化すべきである。また、業務方法書と異なる運用を行っていることから、規定の変更等を行うべきである。(意見、指摘事項)

やまなし産業支援機構では不動産担保を徴求している場合あるが、不動産担保を設定するときの基準が曖昧である。貸付又は貸与に当たっては保証人を立てることや資金貸付対象設備に対する譲渡担保の設定を行うことが原則であることから、例外的に不動産担保を徴求するときはその要件を明確化すべきである。また、設備資金貸付事業において、業務方法書では担保の徴求又は保証人の設定としているが、実際の運用では両者を求めている。規定通りの運用を行うか、規定の変更が必要である。

公益財団法人やまなし産業支援機構(支援機構)は設備導入支援事業等に関する業務 方法書において、連帯保証人や担保について次の通り規定している。

第2章 設備導入支援事業

2節 設備貸与(割賦・リース事業)

第7条 割賦販売契約の内容

(2) 保証人、担保

割譲販売を受けた者に対し、特にその必要性がないと認める場合を除き保証人を立てさせ、必要に応じて担保を徴求するものとする。

2 割賦販売契約の内容

(1) 保証人、担保

リースを受けた者に対し、特にその必要性がないと認める場合を除き保証人を立てさせ、必要に応じて担保を徴求するものとする。

第3節 設備資金貸付事業

第17条(担保又は保証人)

借主に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせるものとする。(以下、略)

第3章 県単独設備貸与事業

第27条 (連帯保証人または担保)

一企業当たりの貸与の金額が 250 万円を超える場合、財団が適当と認めた連帯保証人を立てさせ、又は担保を提供させるものとする。(以下、略)

上記規定の通り一般的には連帯保証人を立てさせ、必要に応じて担保を徴求している。その場合の担保の内容は、設備導入に関する貸与の場合は導入設備は所有権留保付きの割賦販売又はリースのため支援機構に所有権はあるが、貸付の場合は譲渡担保付きの金銭消費貸借契約を締結し導入設備の所有権を留保している。しかし、貸与の場合、不動

産担保をとっている場合も見受けられる。不動産担保を必要とする貸付先はそもそも与信能力に乏しいものと判断されることから、貸与の合理性を与信面からも特別に理由付けすることが必要と思われる。したがって、例外的に徴求される不動産担保については、特に担保を設定する場合の具体的な要件を明確化すべきであると思われる。

また、設備導入支援事業の設備資金貸付事業では、上記の業務方法書第17条で「借主に対し、担保を提供させ、又は保証人を立てさせる」と規定されているが、運用上では、譲渡担保の徴求及び連帯保証人を立てさせており当該規定に従っていない。原則として規定に従った運用を行うべきであるが、債権の保全をより強化するため現在の運用を総続することも合理的と思われるので、その場合には「又は」の記載を「及び」にし、規定の変更を行うべきである。

尚、上記の規定に記載の通り、保証人について「連帯保証人」や「保証人」の記載があるが、何れの事業においても連帯保証人を立てさやていることから「連帯保証人」に記述を統一すべきである。

さらに、小規模企業者等設備資金貸付事業業務方法細則では担保の徴求について、下記の通り規定している。当該規定において「審査委員会の意見をもって」との記載はあるが、この場合も例外的な担保については特に具体的な要件を明確化すべきである。

第6条 (連帯保証人および担保)

4 財団が必要と認めるとき、審査委員会の意見をもって担保を徴求することができる ものとする。

> (27)リース期間の設定は、耐用年数省令による耐用年数以下と制限するよう、運用 上は留意すべきである。(意見)

設備導入支援事業等に関する業務方法書では、リース期間の設定に当たっては、3年以上7年以内で、法人税基本適達 7-6 の 2-7 に従って行うものとなっているが、耐用年数省令による耐用年数以下と制限するよう、運用上は留意すべきである。

リース期間の設定にあたり、下記の通り、業務方法書第7条において法人税基本通達 7-6の 2-7に従う旨定められている。

設備導入支援事業等に関する業務方法書

第7条 契約の内容

- 2 リース契約の内容
- (3) リース期間
- ア リース期間は、3年(36カ月)以上7年(84カ月)以内とする。
- イ リース期間の設定に当たっては、「法人税基本通達 (7-6 の 2-7)」に従って行うものとする。〜以下省略

法人税基本通達

7-6の2-7 (相当短いものの意義)

令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号二《所有権移転外リース取引》に規定する「相当短いもの」とは、リース期間がリース資産の耐用年数の 100 分の 70(耐用年数が 10 年以上のリース資産については、100 分の 60)に相当する年数(1 年未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。)を下回る期間であるものをいう。(平 19 年課法 2-17「十五」により追加)~中略~

2 再リースをすることが明らかな場合には、リース期間に再リースの期間を含めて 判定する。

当該通達は、法人税の損金算入を認めるリース期間の下限年数を示したものであるので、リース期間は耐用年数の 70%ないし 60%となり、耐用年数より短くなる。したがって、当該通達に基づき算出された年数通りにリース期間を設定すれば耐用年数より短くなり、貸付先の資金繰りには厳しいものとなる。

一方、設備の耐用年数を超えるリース期間の設定は、リース債権の回収を保全する観点からは好ましくない。例えば、耐用年数4年のパソコンを7年でリースするとリース期間が終了しないうちにパソコンの買替え時期になってしまう恐れがある。したがって、リース期間の設定は、貸付先の資金繰りに応じて上記通達による年数を下限とし、耐用年数以下とする制限を付けるべきと思われる。業務方法書には3年以上7年以内とあるが、7年以内でかつ耐用年数以下とするよう運用上は留意すべきである。